

京都府産業教育審議会傍聴要領

平成24年7月18日
京都府産業教育審議会

1 趣旨

この要領は、京都府産業教育審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

2 傍聴の手続

- (1) 会議を傍聴しようとする者は、会議開会予定時刻までに会長に申し出なければならぬ。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - ア 酒気を帯びていると認められる者
 - イ 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
 - ウ ア及びイのほか、会長が傍聴を不相当と認める者
- (3) 会場の都合等により会議を傍聴できる人数を制限することがある。
その場合、傍聴を申し出た順に傍聴人を決定する。

3 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、次の行為をしてはならない。
 - ア みだりに傍聴席を離れること。
 - イ 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - ウ 議事に批評を加え又は賛否を表明すること。
 - エ 写真、映画等の撮影、録音等を行うこと。ただし、あらかじめ会長の許可を受けたときを除く。
 - オ アからエまでのほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。
- (2) 傍聴人は、次のいずれかに該当する場合、速やかに退場しなければならない。
 - ア 会議を公開しないこととする決定があった場合
 - イ この要領に違反し、会長が退場を命じた場合

4 その他

- (1) この要領は京都府産業教育審議会規則（昭和27年京都府教育委員会規則第3号）第5条の規定により設置する専門部会について準用する。この場合において「会長」とあるのは、「部長」と読み替えるものとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は平成24年7月18日から施行する。